

高砂市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な高齢者、知的障害者及び精神障害者の成年後見制度の利用を支援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(支援の種類)

第2条 この要綱に基づく支援は、次のとおりとする。

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき市長が行う審判の請求(以下「審判の請求」という。)並びに審判の請求に要する費用の支援
- (2) 成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)の業務に対する報酬の支援

(審判の請求の種類)

第3条 審判の請求の種類は、次のとおりとする。

- (1) 後見開始の審判の請求(民法(明治29年法律第89号)第7条)
- (2) 保佐開始の審判の請求(民法第11条)
- (3) 保佐人の同意権の範囲を拡張する審判の請求(民法第13条第2項)
- (4) 補助開始の審判の請求(民法第15条第1項)
- (5) 補助人に同意権を付与する審判の請求(民法第17条第1項)
- (6) 保佐人に代理権を付与する審判の請求(民法第876条の4第1項)
- (7) 補助人に代理権を付与する審判の請求(民法第876条の9第1項)

(審判の請求の対象者)

第4条 審判の請求の対象者は、次の各号のいずれかに該当し、民法の規定による後見、保佐及び補助(以下「後見等」という。)の要件を満たし、かつ、配偶者若しくは4親等以内の親族(以下「配偶者等」という。)がない者、配偶者等による虐待の事実がある者又は配偶者等が申立てを行う意思がない等の理由により配偶者等による申立てが期待できない者で、市長が本人の保護のために申立てを行うことが必要であると認めたものとする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市に住所を記録している者(他市町により次号から第5号までに規定する援護を受けている者を除く。)
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第13条に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居中の本市の被保険者

- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条に規定する介護給付費等の支給決定又は同法第51条の5に規定する地域相談支援給付費等の相談支援給付決定を本市が行っている者
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定により、本市が保護を決定し、かつ、実施した者
- (5) 老人福祉法第11条第1項の規定により、本市が老人ホームへの入所の措置を行った者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

（審判の請求の費用負担）

第5条 審判の請求の対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、申立てに必要な手数料、登記印紙代及び鑑定（診断書の作成）費用等（以下「申立てに要する費用」という。）は、市の負担とする。

- (1) 申立てに要する費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者
- (2) 現に生活保護法に定める被保護者である者
- (3) 申立てに要する費用を負担することで、生活保護法に定める要保護者となる者

（成年後見人等の報酬の助成対象者）

第6条 成年後見人等の業務に対する報酬の助成を受けることができる者は、民法に規定する成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」という。）で第4条各号のいずれかに該当するもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 成年後見人等の報酬等の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者
- (2) 現に生活保護法に定める被保護者である者
- (3) 成年後見人等の報酬等を負担することで、生活保護法に定める要保護者となる者

2 前項の報酬に係る成年後見人等本人が死亡した場合は、その成年後見人等であった者が報酬の全部又は一部を受領しておらず、かつ、本人の資産を当該報酬に充当してなお不足が生じる場合に限り、当該成年後見人等であった者は、助成を受けることができるものとする。

（助成額）

第7条 助成額は、次の各号に掲げる額のうち最も少ない額とする。

- (1) 家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表第1の13の項、31の項又は50の項に規定する報酬の付与の審判（以下「報酬付与の審判」という。）により家庭裁判所が決定した報酬の額から、成年被後見人等が負担できると市長

が認めた額を控除した額

- (2) 報酬付与の審判の際に成年後見人等が業務に従事したと認定された期間のうち1月当たりの金額を、成年被後見人等が在宅である月にあつては28,000円、成年被後見人等が施設等に入所中である月にあつては18,000円として計算した額。ただし、月の途中でこれらの区分が変わった場合又は報酬の付与の期間が月の途中であつた場合は、当該区分に係る額を日割計算により計算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）
- (3) 報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した報酬の額のうち、成年被後見人等の相続財産を充当してなお不足が生じた額

(助成の申請)

第8条 成年後見人等の業務に対する報酬の助成を受けようとする者は、高砂市成年後見制度利用支援助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 成年被後見人等の財産目録の写し
- (2) 成年被後見人等の収支目録の写し
- (3) 成年後見人等の決定を受けたことが分かる書類の写し

(助成の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、関係書類を審査し、速やかに助成の適否を決定し、高砂市成年後見制度利用支援助成決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(助成金の交付の申請)

第10条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、助成金の交付を受けようとするときは、高砂市成年後見制度利用報酬助成金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。ただし、助成金の交付を受けようとする期間に施設等に入所していない場合は、第7号に掲げる書類の写しの添付を省略することができる。

- (1) 高砂市成年後見制度利用支援助成決定（却下）通知書（様式第2号）の写し
- (2) 報酬付与の審判の際に裁判所に提出した成年被後見人等の財産目録の写し
- (3) 報酬付与の審判の際に裁判所に提出した成年被後見人等の収支目録の写し
- (4) 成年被後見人等にかかる必要経費が分かる書類
- (5) 報酬付与の審判の決定書の写し
- (6) 登記事項証明書の写し
- (7) 施設等に入所していること及びその期間が分かる書類の写し

2 前項の規定による申請は、報酬付与の審判により裁判所が報酬額を決定した日から2

箇月以内に行うものとする。

(助成金の交付の決定)

第11条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、関係書類を審査し、速やかに助成金の額を決定し、高砂市成年後見制度利用報酬助成金交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第12条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、高砂市成年後見制度利用報酬助成金請求書(様式第5号)により助成金を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求をした者に対し助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金を受けた者があるときは、その者に対して、その助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

高砂市成年後見制度利用支援助成申請書

高 砂 市 長 様

申請者【成年被後見人等】 住所

氏名

【成年後見人等】 住所

氏名

高砂市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり成年後見人等の報酬に対する助成を申請します。

助成に係る期間は、 年 月 日から 年 月 日までです。

記

1 成年被後見（被保佐・被補助）人

住所

氏名

2 成年後見（保佐・補助）人

住所

氏名

3 添付書類

（１）成年被後見人等の財産目録の写し

（２）成年被後見人等の収支目録の写し

（３）成年後見人等の決定を受けたことがわかる書類の写し

様式第2号（第9条関係）

高 第 号
年 月 日

高砂市成年後見制度利用支援助成決定（却下）通知書

様

高 砂 市 長 印

年 月 日付けで申請のあった高砂市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条の規定に基づく助成については、下記のとおり決定しましたので、同要綱第9条の規定により通知します。

記

1 助成を決定します

（1）成年被後見（被保佐・被補助）人

住 所 :

氏 名 :

（2）成年後見（保佐・補助）人

住 所 :

氏 名 :

（3）助成額は、報酬付与の審判後に行う高砂市成年後見制度利用報酬助成請求書に基づき決定する。

（4）成年被後見人等の資産状況、生活状況等に変化があった場合は、速やかに報告を行うこと。

2 申請を却下します

却下の理由

※ なお、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

高砂市成年後見制度利用報酬助成金交付申請書

高 砂 市 長 様

申請者【成年被後見人等】 住所

氏名

【成年後見人等】 住所

氏名

高砂市成年後見制度利用支援事業実施要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 助成対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 助成対象額 円

3 助成金交付申請額 円

4 添付書類

- (1) 高砂市成年後見制度利用支援助成決定通知書(様式第2号)の写し
- (2) 報酬付与の審判の際に裁判所に提出した成年被後見人等の財産目録の写し
- (3) 報酬付与の審判の際に裁判所に提出した成年被後見人等の収支目録の写し
- (4) 成年被後見人等にかかる必要経費が分かる書類
- (5) 報酬付与の審判決定書の写し
- (6) 登記事項証明書の写し
- (7) 施設等に入所していること及びその期間が分かる書類の写し

様式第 4 号（第 1 1 条関係）

高 第 号
年 月 日

高砂市成年後見制度利用報酬助成金交付決定通知書

様

高 砂 市 長 印

年 月 日付けで申請のあった高砂市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 1 0 条の規定に基づく成年後見人等の報酬助成金については、下記のとおり決定しましたので、同要綱第 1 1 条の規定により通知します。

記

助成金交付決定額

円

（注） 偽りその他不正の手段により助成金を受けたときは、その助成金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

※ なお、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 5 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

高砂市成年後見制度利用報酬助成金請求書

高 砂 市 長 様

申請者【成年被後見人等】住 所

氏 名

【成年後見人等】住 所

氏 名

請求金額 円

高砂市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 1 2 条の規定に基づき、下記
のとおり申請します。

なお、支給につきましては、下記の口座に振込願います。

記

振込口座	振込先	銀行 信用金庫 農協 労働金庫		預金 種別	普 通 ・ 当 座
		本店 支店 支所 出張所			
	口 座 名義人 【成年 被後見 人等】	フリガナ		口座 番号	